

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年1月13日（木）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから1月13日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

フジオカさん、お願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の委員会でも言及されましたが、政府の感染症対策の緊急事態宣言を受けた対応についてお聞きしたいのですけれども、去年は隔週で委員会を開催するであったりとかの対応を取られたのですけれども、今回はそれに比べて限定的な対応に見えます。委員長として、事故トラブル対応を初め、審査、検査など、そういった業務に当たるに当たっての今回課題と捉えているポイントについて伺えないでしょうか。

○更田委員長 既にこの会見でお話をしましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策を取っていく中で、また状況が再び好ましくない方向へ向かいつつある中で、対策を強化しなければならない上で、規制委員会が持っている特殊性というのは、もう御承知のように不正アクセスを受けて、いわゆるサイバーアタックの問題で、ネットの共有ができていないというところにあるのは事実です。

したがって、頭を悩ませていたのは職員に対する在宅勤務をスムーズに進めるのが難しいと。この状況は、在宅に限らず、この六本木ファーストビルに来ていたとしても、外部とのネット環境が回復をしていませんので、仕事のやりくにさがあるのは事実ですけれども、様々な方法でそれを回避できてはいるのですが、更に在宅勤務を進めようとすると、会合等の難しさはありますので、単純比較において前回の緊急事態宣言下、昨年春の状況に比べると、まだ少しやりくにさがあるのは事実です。

ただ、今日は総務課長からも説明がありましたけれども、幸いにしてテレワーク環境が部分的に回復しつつある。例えば、組織内でのメールのやり取りであるとかということは、在宅でもできるようになりつつある。正確に言うとなりつつあるで、今週はまだ試行状態で、来週から運用を開始する予定でいますけれども、これは政府内の関係機関の了承を得られたので、そういったテレワークができつつあるようになってきています。

ただ、いずれにせよ外部のネット環境との接続はいまだにできませんので、そういった意味で、仕事によっては難しい部分がまだあると思っています。ただ、これは現下の

状況においては、やはり感染症対策を優先するべきですので、そういった意味では職員にも、できるだけ在宅勤務を進めたいと思いますし、より難しいのは東京から出張していく、主に専門検査等ですけれども、これについてはやはり、特段急ぐ必要のないものに関しては、どうしても後ろへ送らざるを得ないだろうと考えています。

さらに、委員会の中でも言及がありましたけれども、大変難しいのは保障措置に係る検査で、これはIAEAが行うとするものに抗うことができる立場に国としてありませんので、IAEAの検査に協力をしていくということになると思いますし、その上で、規制庁の保障措置室並びに核物質管理センターのメンバーに大きな負荷がかかるということは、常に意識していなければいけないというふうに思っています。

○記者 あと、今お答えの中でも触れられていたのですけれども、不正アクセス発生からもうすぐ3か月ほどになるのですけれども、現状、どこまで原因究明であったりとか、再発防止に向けた動きが進んでいるのかという点について、現時点での状況を教えてくださいただければと思うのですが。

○更田委員長 ある程度の状況については説明を受けているのですが、ある一定の期間でどこまでこちらが状態を把握できたかということ自体が、その情報自体が悪意ある者に対しては意味のある情報を与えることになってしまうので、現時点ではどこまで私たちの調査が進んでいるか自体も、お答えは差し控えようと思います。

○記者 分かりました。もし補足とか。

○総務課長 今、委員長がおっしゃったとおりでございます。

○記者 最後にその上で、引き続きテレワーク等に多分、影響してくるのだと思うのですけれども、実際今のところ、業務等で影響している部分について、改めて感じていらっしゃるようなところがございましたら。

○更田委員長 やりにくいというのは確かにあるのですね。ネットで見つけた情報を組織内に展開しようと思っても、皆さんそれぞれ自前の機器で、ここ見てねという言い方しかできなくて、取ってきた情報をそのまま組織内に流すこともできないし、あるいは組織内の情報を協力機関等に対してパッと送ろうと思っても、個々のメンバーのアカウントからすぐ送れるわけではないので、そういった不便さがあるのは事実です。

それから、具体的な業務に関して言えば、既に去年の感染症対策等の影響を受けて、専門検査のスケジュールが後送りになっているものがあって、状況が回復すれば、それを取り戻しにかかりたいと思っていたさなかに、再び緊急事態宣言をこの1都3県、今後広がると報道がありますけれども、緊急事態宣言を受けてしまいましたので、そういった意味では、専門検査が直接的な影響と言えると思います。

○司会 そのほかはいかがでしょうか。

では、フクオカさんお願いいたします。

○記者 日本経済新聞のフクオカです。

今日の定例会合の議題1に関して、事業者の意見交換で、ちゃんと事業者から意見が出なかったということで、それに関して、ATENAについて委員長が疑問視する発言をされていたかと思うのですけれども、これはこの件に関することだけなのか、それとも今ATENAと色々な意見、事業者の代表として意見交換されていますけど、全体的にATENAを対象とすること自体に、委員長は懐疑的になっているということなのではないでしょうか。

○更田委員長 どちらの側面もあるのだらうと思っています。特に今日の委員会で言及したのは、今日の人間工学系の問題に関して。ただ、こういったことが重なるようだと疑いが深まってしまう。私が特に反応をしたのは、具体的な例えば細部にかかわることに関してはパブコメでやりますと、それはちょっとないでしょうと。じゃあ、何のために時間を割いて、わざわざ面と向かって意見を聞いているのと。だから、非常に乱暴な言葉で言えば、私がお場にいたわけではないですけど、意見交換の場として直接接する機会を設けているにもかかわらず、これこれについてはパブコメでと言われたら、これはばかにされているように感じるのが普通じゃないでしょうか。ですから、それはないんじゃないかというのが、直接的な反応です。

さらに、じゃあもっと大きな話になるかどうかは、まだ今後の対応ではありますけれども、じゃあなぜ事業者が、そういった意見交換の場があっても、意見を伝えにくいかといえば、ごく自然に考えれば、規制当局が信用できない、ないしは信頼できない。うかつなことを言うと、どう動くか分からないからと。もちろん私たちは規制当局ですから、事業者が何かを言ったら動きを予測できる組織になろうとは思ってなくて、そういった部分というのは一定程度、必ず必要なんです。だけれど、極端にそう思われていると、とにかく物言えば唇寒しの状態になりますから、事業者は聞かれてもいないことは言わないでおこうという姿勢になりがちだと。

一方で、事業者の経営層や事業者団体からは、もう常に意見交換の機会を、コミュニケーションの機会をと、毎回言われているんですよ。だから、コミュニケーションの機会をできるだけ設けてくれと言われていて設けてみると、いや、別にと言われると、途方に暮れるというところではあるのですが、それは私たちの姿勢にも責任があるだろうと、私は思っています。ですから変えていかなくてはならないと思っていますけれども。

今回の事例に戻ってみると、やっぱり考えは同じですとか、特に意見がありませんというところまではいいですけども、あとはパブコメでと言われると、それはないだろうというのが、非常に率直な感想ですね。

○記者 最後一点だけ、ちょっと伺いたいのですが、規制委が発足して7年ぐらいたって、福島1F事故から10年たつ中で、規制もある程度やってきて、最大の課題はお互いの信頼関係がないというか、コミュニケーションがちゃんとできていないということなのかなと思うのですが、その特重の話にしても、あとIAEAからもそういう指摘をフォローアップミッションでされていたかと思うのですが、その辺、どのように考えていら

っしゃいますか。

○更田委員長 私は一概にコミュニケーションが取れていないという批判がなくなるような状態が、必ずしもいいとは思ってなくて、一定程度コミュニケーションがうまくいっていないんじゃないかと思われるぐらいの部分というのは、ある側面ではあっていいのだと思っています。いかにも事業者と規制当局が阿吽の呼吸で、常にうまくスムーズに意見のやり取りをしているよねという状況は、これはこれで皆さん不思議に思いませんか。というか、気色悪く思いませんか。もともと私たちは、ある意味では意見の違いがあったときに、ケースによっては強制力をもって、事業者に対して安全のための投資を求める立場にあるわけで、当然意見の違いはあるだろうし、それからやり取りの上でスムーズになり難いところがあるのは当然だと思っています。しかも、IAEAから言われているというけれども、事故の当事国として、その特別な状況の中で、そして10年近くというけれど、私たちの役目は10年たとうが20年たとうが、発足のときの意識で仕事をするのだというのが一つの原則ですから。

これは、そういった批判にうなずける部分もあるし、だからといって譲れない部分もあるというのが率直な意見ですね。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 そのほか、いかがでしょうか。

では、マツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

大飯原発3号機で見つかった亀裂のことにに関してなんですけれども、4号機は43か所を調べるよという話でありましたけど、もうちょっと広く視野をあれすると、維持規格等への反映が必要だという話。ただ、関電の話ですと、進展評価が必要なので年単位かかりますという説明をしています。時間がかかるのはある程度仕方ないのかもしれないんですけど、そうすると既にPWRは何台も稼働しているわけで、その間、どういった安全を求める仕組みというか、対応を事業者に求めていく必要があるのか。ちょっと現段階で、まだ調査の最中であるとは思いますが、お考えを教えてください。

○更田委員長 まず、維持規格が今回の事例に対応する必要があるかどうかの判断も、まだこれからだと思っています。極めて特殊な事例、通常の溶接では考えられないような過剰な入熱をしてしまっただけで、そしてその上で今回は硬化、硬くなるであるとか、それに伴ってSCCが進んだという事例が特殊ケースなのか、あるいはほかでも起きているケースなのかというのを見極めるということが一番大事だろうと思っています。

今までのところでは、まだ結論が下せるところまでは来てはいないけれども、破面観察、そして硬度測定を見ると、普通は考えにくい硬さが得られているところを見ると、当該箇所というのはかなり特殊だったのだろうと見られると。これが特殊ケースだということが結論付けられれば維持規格がこれに対応する必要があるわけではありません

し、ただ一方で、起きた以上は、単なる特殊ケースとして、他への展開に関してはある意味、解決というか、理解が得られてくるわけですが、ただ一回であつた亀裂が起きたわけだから、やっぱりメカニズム追いかけてみましょう。発生の部分でかなり難しいだろうと思っていますし、それからSCCですから進展速度はごくゆっくりしているので、それは電力が言うように年単位かかるというのは自然だろうと思っています。一般にSCCの試験は、加速試験をやろうと思っても、なかなか簡単ではありませんので。というか、実際、加速試験は難しいので。

ですから今回起きたような現象で、また今回起きたような条件下で進展速度を求めようとしたら、年単位の研究なり調査なりが必要になるだろうと思っています。

ただ、SCCに以前に、本当に溶接による過度な入熱によって、こんなに硬くなるのかなというのがもっと手前の疑問で、関電も再現試験、これ御承知だと思いますけど、再現試験をやってみても、あそこまで硬くなる結果は得られてなくて、更にもっと入熱しようとする溶けちゃったりして、ですから本当に溶接だけが理由で、あんなに硬くなっているのかというのは、SCC以前に早く知りたいと思っています。

○記者 そうすると、だから維持規格等に反映する必要があるんだということであれば、時間がかかるわけですから、仮の話ですけどね。その間の対応というのは、今のところはまだ何も考えてないということなのでしょう。

○更田委員長 そうでもないですけども。まず今回の事例にしたところで、亀裂の進展というのは極めて速いわけではない。そういった意味で、それからUTで、超音波で亀裂の存在は見つかるんだということは分かった。であるので、例えば運転温度が一定以上で、応力改善策が施されていないとか、幾つかの条件を満たすところというのは、SCCが発生する条件だということで、溶接箇所をかなり絞ることができますので、そういった溶接箇所については、改めて超音波探傷等をして確認する。これが近くに稼働を控えている大飯の4号機についてはこういう対策をとると事業者が表明していますので、うちとしてはそれを確認していこうと思っています。

他の号機に関しては、これは今回、UT、超音波探傷に関しては、関西電力から計画の表示があったわけですので、今後、他の電力が所有するPWRについて、こういった対応をとるかというのは、これは話を聞いていこうと思います。まず彼らとして、どういう対処するのかという計画が伝えられることだと思いますので、それが十分でないというふうに判断をすれば、規制側としての意見を伝えるということはあるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。それと先ほどちょっとおっしゃっていた、非常に特殊かどうか見極める必要があるということなのですが、ものすごく特殊だということが分かった場合においても、もしそういうことがあった場合においても、外側が既に作られていて、外側からそれが判断できる、つまり今回記録だけで言うと異常なことは特になかったということが、つまり溶接の記録とかに特別なことが何も書かれてないわけですね。そうすると何が異常で何が異常じゃないかという選別するのは難しいことかなと思う

のですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

- 更田委員長 一番直接的な、今おっしゃっている内容の一番直接的な反映があるとしたら、供用期間中検査の検査期間に議論が及ぶというのが一番重いケースでしょうね。今回、10年なら10年で、供用期間中検査で該当箇所に対して超音波探傷してやって、それである状態の亀裂が見つかった。その一つ前の供用期間中検査のときには、信号は何かあるものの、有意なものではないという処理がされているというふうに聞いています。ですから進展はその10年間の間にあったと考えるべきで、それが今回のものに対して、供用期間中検査の間隔が十分なものであるかどうかという議論に及ぶ可能性はあると思っています。

それからステンレス鋼ですから、これまでの運転経験等から考えれば、特殊であることは実際、何でPでって思いましたから、ある程度特殊であることは既に事実なのですが、それがとっても特殊かどうかというのは、まだそう決めつけるのは早いだろうというふうに思います。

- 司会 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ではキノさんお願いします。

- 記者 フリーランスのキノです。よろしくお願いします。

ちょっと話が変わるのですが、昨年12月に東京電力が公表した写真の件なのですが、700何枚でしたっけ、1Fの上から撮ったもの、あの写真に関して、規制委では事故の原因究明も今委員会でやっていると思うのですが、写真はその資料として貴重なものと思えるのですが、今回のやつは別にして、東京電力自体が2011年でしたっけ、保安院から行政指導という形で、写真があれば出しなさいよというものに関して、今回の10年してようやくあれが出てきたわけですが、要は、他にも大量に恐らくあるのではないかとというのが普通に印象としては思えるのですが、例えば委員会として、写真の資料というのは事故の原因究明にとって、どういう意味を持つのか、ちょっとお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

- 更田委員長 一概に申し上げるのは難しいですけども、やはり写真は撮った人の思い以外に思わぬものが写っている可能性もあるし、視点によって同じ写真でも得られる情報は違いますよね。ですから同じ一つの情報でも、できるだけ広い目に触れることは大事だと思っています。

ですから写真にしろデータにしろ、東京電力が東京電力の内部で、これは重要でないというような判断をしてしまうことは危険だと思っています。ですから、これは実務的に可能な範囲ということにならざるを得ないけれども、でも事故からこれだけの期間が経過しているのだから、できるだけ持っている情報を外へ出すということに関して、東京電力には注力してほしいと思っています。

ごめんなさい、今回の700枚の写真であるとか、そういった写真について今、私は詳しく

内容を追えているわけではありませんけれども、一般論として、どんな写真であろうと、どんなデータであろうと、あるいはどんな記憶であろうと、その記憶一つだって、本人が思うよりも重要かもしれないわけで、そういった意味ではあらゆるものに関して、できるだけ広い目なり耳に接するように努めてもらいたいというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

今回、その写真に関しては一応行政指導という形で、あれば出してくださいよという要請のような形だと思うのですが、それで今回の写真に関して言うと、東京電力は9月に所在を把握して、実際に報告したのが12月なのですね。その間に規制委では事故の委員会もやっていますし、要は今の状態だと、ある意味で原因究明がずると先延ばしになる懸念があるようにも思えるのですが、例えば、そういうことに関しての御認識と、あるいは今後、単なる要請ではなくて報告徴収のような形で、命令という形で情報を出させるということは考えられるかどうか、その2点お願いできますか。

○更田委員長 まず1点目、キノさんおっしゃるように、彼らが所在を把握したのは9月だとすると、じゃあ報告なり公表するまでの間、何をしていたのだらうと思ってしまいますよね。ですから期間として常識的に考えられると、その期間が長すぎるし、速やかに報告してもらいたいというふうに思います。

では二つ目ですけれども、報告徴収をかけるかということ、報告徴収をかけると、恐らくはですけれども、そういった情報の存在が、我々が把握しているか、ないしは東電が持っているということが強く推測される場合には、報告徴収というやり方があるのだらうと思いますが、一般的に広く網をかけて、持っているものはとにかく分かり次第どんどん出せという求めに対して、求めについて、報告徴収という手段を使うというのは、ちょっと考えにくいように思います。

ただ、東京電力は福島第一原子力発電所の廃炉をやり抜くと、そしてそこにおいて責任ある態度を示すことが、彼らのほかの原子力に係る活動にとっても必須なんだと自ら言っているわけですよ。具体的に言えば、彼らは今、柏崎刈羽6号機、7号機の再稼働を目指しているわけで、この二つは決して別の話ではない。福島第一の廃炉で信用されない組織が、柏崎刈羽の運転では信用されるなんてことはあり得ない。だから彼らがもし本当に、もし本当にという言い方は正しくないな、彼らが自らのために、姿勢なり行動を正そうとしているんだっただらば、正そうとしているのしょうから、そうであれば情報が遅れて出てくるであるとか、所在を把握してから公表までに時間がかかるということは、明らかに彼らに不利なわけで、この不利であるということをはっきり自覚してもらいたいというふうに思いますね。

○記者 ありがとうございます。

あとちょっと別件で一点だけ。ALPSなのですけれども、既設のALPSが稼働から8年ぐらいたつのですが、今でも使用前検査が終わってなくて試験状態なのですね。このある意味で仮設の設備といえるようなものを前提に、今、海洋放出の議論も進んでいます

が、性能確認をするとはいえ、現状ではまだ使用前検査が終わっていない状態のものについて、この状態がずるずると続いている状況について、委員長はどのようにお考えかというのをちょっとお伺いできればなど。

○更田委員長 これは、実はあんまりしゃくし定規に考えるべきではないと思っているのです。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関しては、どうしても従来からある規制の枠組みで、あの廃炉作業を捉えていこうとするために、そのために特定重大事故等対処施設という新たなカテゴリを作って、実施計画の中で見ていくというやり方にしてはいますけれども、まだまだ通常の原子力施設に対する規制のやり方のしっぽなり、色濃くそれが残っているのですね。

例えば、商業活動のために使われる施設であったら、使用前検査を受けてから本格に入るということは、これは当然ですけれども、こういった商業活動等に行われる原子力既設に対する規制のアプローチを福島第一原子力発電所に適用してしまうと、柔軟な対応がしづらいつとところがある。使用前検査という言葉は残ってはいるけれども、これは程度の問題なのです。バランスの問題ではあるのだけでも、福島第一原子力発電所の廃炉に限っては、使用前検査であるとか、そういったいわゆる手続上のことに関しては、一定程度の柔軟性は持たせざるを得ないだろうと思っています。

性能や、それから行われている作業の内容に関しては、きっちり確認をしていくし、それは実施計画という形で公表をしていますし、私たちはその審査の一つ一つについても、監視評価検討会等でお知らせをしているところですが、検査上の手続であるとかということに関しては、一定程度、ある程度、柔軟に対処したほうが好ましいのだろうというふうに私は思っています。

○記者 ありがとうございます。

最後に1点だけ。柔軟に対処というのは分かる一方で、8年という期間がどうなのかと。要は、増設ALPSはもう使用前検査も終わって、本格稼働しているわけで、それを動かし続けなければいけないという理由で、使用前検査をずるずると伸ばしてきたように、外部からはちょっと見えるわけで、これに関しては、実際の機器のメンテナンスを含めてトラブルも多発しているわけですし、こう考えると、やっぱりいつまでも伸ばすのはいかなものかなというふうにも思えるのですが、いかがですか。

○更田委員長 それは事実でしょうね。一旦、例えば止めて、使用前検査等をやるということのメリット、デメリットをはかりにかけたというところもあるでしょうし、それは手続上の流れの問題だから、もちろん使用前検査をあげてしまったほうが、すっきりするということであれば、どこかのタイミングでとは思いますが。

○司会 その他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

-了-